1 駐車制限日の駐車場管理の方法

草薙総合運動場駐車場の駐車制限日には、原則として午前6時から正午までの間、 駐車制限している駐車場に警備員並びに誘導員(以下「警備員等」という。)を配置し て駐車場の管理を行います。

警備の方法は、指定管理者が民間会社の警備員を配置して管理する場合(以下「警備員管理」という。)と主催者がスタッフを警備員等として配置し、自ら管理する場合(以下「主催者管理」という。)の二通りの方法があります。

2 警備員管理と主催者管理の比較

区 分	警 備 員 管 理	主催者管理
駐車場整理負担金		
(承認された駐車台数		
応じて、指定管理者が	必要	不要
別に定める駐車場整理	里	
負担金が発生)		
警備員等の手配	指定管理者	主催者
駐車券の作成	指定管理者	主催者
駐車場管理計画書の	作	
成・提出(この計画書	<u> </u>	
同時に駐車券の見本	を不要	必要
事前に指定管理者ある	7	
に提出する。)		

3 主催者管理が可能な条件

主催者管理が可能な条件は、指定管理者が行う駐車場利用調整の結果、<u>単一の駐車</u>場を一つの団体で使用できる場合に限ります。

4 主催者管理を希望するとき

主催者管理を希望する利用団体は、利用日の属する前月の10日までに指定管理者あてに書面で申し出てください。調整の結果は改めて連絡させていただきます。

5 主催者管理の留意事項

<u>主催者管理のために過大な台数を申請することは、他施設利用者との公平性が保てなくなるほか一般利用者からクレームが出る恐れがありますので、ご遠慮ください。</u> また、駐車券の作成についてご希望があれば有料で申し受けますので、同時にお申し出ください。